



2025年2月21日

各 位

会 社 名 高 圧 ガ ス 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 黒 木 幹 也  
コ ー ド 番 号 4 0 9 7 東 証 プ ラ イ ム 市 場  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 池 田 佳 弘  
電 話 番 号 0 6 - 7 7 1 1 - 2 5 7 0 ( 代 表 )

### 株式の売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当該売出しにより、主要株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

#### 記

#### I. 株式の売出し

##### 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数 | 当社普通株式 4,783,000 株  |
| (2) 売 出 人 及 び<br>売 出 株 式 数 | デンカ株式会社 2,300,000 株<br>みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口<br>再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行 1,000,000 株<br>株式会社三菱UFJ銀行 880,000 株<br>三洋化成工業株式会社 424,000 株<br>三菱UFJ信託銀行株式会社 179,000 株  |
| (3) 売 出 価 格                | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年3月4日(火)から2025年3月6日(木)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。） |
| (4) 売 出 方 法                | みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。<br>売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。  |
| (5) 申 込 期 間                | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。  |
| (6) 受 渡 期 日                | 売出価格等決定日の5営業日後の日。   |
| (7) 申 込 証 拠 金              | 1株につき売出価格と同一金額とする。  |
| (8) 申 込 株 数 単 位            | 100株  |

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 黒木幹也に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、2025年2月21日(金)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2.をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 717,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行なわれない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から717,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行なう。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 黒木幹也に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、2025年2月21日(金)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. 株式売出しの目的

当社グループは、持続的な成長と企業価値向上の実現に向け、コーポレートガバナンス・コードに対する取り組みをはじめ、中長期的な視点に基づく経営戦略の実践を取り進めています。今般、資本政策の一環として政策保有株式の見直しに関しても検討を進めるなか、一部の株主様より、当社株式を売却したい旨の意向を確認したため、当社として最適な株式売却の手法を検討した結果、幅広い投資家層に販売する本売出しの実施を決定いたしました。

本売出しを通じて、当社株式の分布状況の改善だけでなく、幅広い投資家層における当社の認知度向上や当社株式の流動性向上を実現することにより、当社の企業価値向上に繋がることを期待しております。当社は、従来からの株主の皆様に加え、本売出しによって新たに株主になっていただく皆様の期待にお応えすべく、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを進めてまいります。

### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「I. 株式売出し 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 717,000 株を上限として借入れられる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、717,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行なわれない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2025年3月27日（木）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025年3月27日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行なう場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行なわず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行なうことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行なわれるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行なわれる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行なわれない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行なわれません。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるデンカ株式会社、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社並びに当社株式を信託財産とする退職給付信託契約に基づく信託の委託者である株式会社みずほ銀行は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行なわない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行なわない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

2025 年 2 月 21 日開催の取締役会において決議した前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴ない、主要株主であるデンカ株式会社が主要株主でなくなることが見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

①名称	デンカ株式会社
②所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 今井 俊夫
④事業内容	電子・先端プロダクト、ワクチン、検査試薬、特殊合成ゴム、機能樹脂等の製造・販売
⑤資本金	36,998 百万円

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2024 年 9 月 30 日現在)	63,254 個 (6,325,498 株)	11.47%	第 2 位
異動後	40,254 個 (4,025,498 株)	7.30%	第 2 位

- (注) 1. 異動前及び異動後の大株主順位は、2024 年 9 月 30 日現在の株主名簿による株主順位をもとに記載しております。
2. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を切り捨てております。
3. 総株主の議決権の数に対する割合は、2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 55,577,526 株から議決権を有しない株式として自己株式等 427,100 株及び単元未満株式 46,326 株を控除した株式数に係る議決権の数（551,041 個）を基準に算出しております。

### 4. 異動予定年月日

前記「I. 株式売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）（6）受渡期日」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の 5 営業日後の日）

### 5. 今後の見通し

本異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

引受人の買取引受による売出しにより、当社とデンカ株式会社との資本関係は変化いたしますが、当社の重要な取引先として、今後も良好な関係を継続してまいります。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。